

# 令和5年度第2回 北海道消費生活審議会

## 議 事 録

日 時：2024年2月13日（火）13時30分開会  
場 所：道立消費生活センター2F 暮らしの教室

## 1 開 会

由水課長補佐

定刻より少々早いですが、皆様がおそろいになりましたので、ただいまから、令和5年度第2回北海道消費生活審議会を開会いたします。

私は、事務局の消費者安全課の由水でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、9名の委員の皆様にご出席いただき、委員の過半数が出席されておりますので、北海道消費生活条例施行規則の規定により会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の審議会は公開とさせていただきますので、あらかじめご承知おきをお願いいたします。

## 2 挨拶

由水課長補佐

開会に当たりまして、北海道環境生活部くらし安全局長の佐藤圭子からご挨拶申し上げます。

佐藤くらし  
安全局長

皆様、お疲れさまでございます。環境生活部くらし安全局長の佐藤でございます。開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

皆様、お忙しい中をお集まりいただきまして、今日もありがとうございます。

今年度第1回目の審議会が昨年10月11日の開催でございました。そこから約4か月が経過しております。社会情勢自体は大きなものはございませんでしたが、震災がございまして、道職員としては被災地支援などに今も職員が交代でずっと行っている状況は続いておりますし、1月2日には航空機の大きな事故もございまして、危機管理という部分で、我々公務員はいろいろな指示や判断を適切にするようにという動きに入っております。

消費者庁では、令和7年4月を開始時期といたします第5期の消費者基本計画の策定を検討中ございまして、皆さんも既にご承知のとおりではございますが、消費生活相談のデジタル化を踏まえた見直しなどにも取り組んでいるところと耳にしております。

北海道では、現在の平成12年4月施行の条例に基づき計画を策定しておりまして、現在の計画は、令和2年度2020年度から令和6年度2024年度までを計画期間とする第3次の下で取組を推進しております。

本日の審議会では、こうした国の動きや、急速に進展する社会情勢を踏まえて、現行計画の改定に向けて諮問をさせていただくこととしております。

来年度にわたり少し時間をかけて検討をいただく予定でございまして、皆

様には、ご多忙のところ恐縮でございますが、お力添えをどうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は、事務局から、法令に基づく行政措置の状況に関する報告、啓発の取組などにつきまして少しご報告をさせていただき予定でございます。皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきますとともに、引き続き本道の消費者行政の推進にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、お配りしております資料のご確認をお願いいたします。

由水課長補佐

まず、会議次第、委員名簿、配席図のほか、資料1-1、北海道消費生活審議会への諮問の概要について、資料1-2、第4次北海道消費生活基本計画策定の方向性、参考資料といたしまして、第3次北海道消費生活基本計画の概要、資料2、食品表示法、景品表示法、特定商取引法及び北海道消費生活条例に基づく行政措置の状況について、資料3、普及啓発の主な取組についてでございます。

### 3 諮 問

由水課長補佐

続きまして、次第3の諮問に移りたいと思います。

第4次北海道消費生活基本計画につきまして、知事から審議会に諮問をさせていただきます。

佐藤くらし  
安全局長

諮問文を読ませていただきます。

第4次北海道消費生活基本計画について、北海道消費生活条例第6条の2、第4項の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

〔諮問書の手交〕

### 4 議 事

由水課長補佐

それでは、ただいまより議事に入らせていただきます。

鈴木会長、よろしくお願いいたします。

鈴木会長                    それでは、次第に基づいて議事に入りたいと思います。  
                                  なお、終了時刻は15時30分を予定しておりますので、ご協力のほど  
                                  をお願いいたします。  
                                  ただいま知事から諮問のありました(1)第4次北海道消費生活基本計  
                                  画について、事務局より説明をお願いいたします。

由水課長補佐                【資料1-1、1-2に基づき説明】

鈴木会長                    ご説明いただいた計画等の方向性について、委員の皆様からご意見、ご  
                                  質問をいただければと思います。

岩野委員                    岩野です。よろしくお願いいたします。  
                                  今、国で策定中ということですが、特に消費生活相談のデジタル  
                                  化の検討は、聞くところによると、3月末ぐらいにデジタル庁から何か示  
                                  されるのではないかという情報を聞いたことがあるのですが、実際に  
                                  決まるのがいつで、かつ、その後、部会がスタートする頃には考慮する情  
                                  報はどのぐらいのタイミングで提供されるのか、その辺りのスケジュール  
                                  感をお分かりであれば教えていただきたいと思います。

由水課長補佐                国の今後のスケジュールでございますが、令和5年10月に消費者委員  
                                  会の本会議で決められ、令和6年春頃に骨子案の作成が見込まれてござい  
                                  ます。令和6年夏頃には消費者基本計画の素案が作成され、以降、パブリ  
                                  ックコメント等を実施すると聞いております。

鈴木会長                    ほかの委員の皆様、ご意見、ご質問、確認事項も含めてよろしいでしょ  
                                  うか。  
                                  (「異議なし」と発言する者あり)

                                  それでは、(2)部会の設置に移らせていただきます。  
                                  北海道消費生活条例第42条に、審議会が必要に応じて部会を置くこと  
                                  ができると規定されております。効率的な審議を行うために、部会を設置  
                                  して審議を付託することが適切と考えておりますが、皆様、いかがでしょ  
                                  うか。  
                                  (「異議なし」と発言する者あり)

皆様、異議なしということですので、部会を設置して審議を進めてまいりたいと思います。

続きまして、部会の委員に関してでございますが、北海道消費生活条例施行規則第26条第2項において、部会は、会長が指名する委員をもって組織すると規定されております。

会長の私から指名をさせていただければと思います。

消費者、事業者の各代表として、長島委員と中畑委員を指名させていただきます。

加えまして、消費者教育や民事などの専門的な観点から山本委員、川邊委員、私、鈴木を指名させていただきたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ありがとうございます。

それでは、部会の委員に指名された委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

基本計画につきましては以上となります。

鈴木会長

続きまして、議事(3)報告事項として、食品表示法、景品表示法、特定商取引法及び北海道消費生活条例に基づく行政措置の状況について、事務局より説明をお願いいたします

谷内課長補佐  
林課長補佐

【資料2に基づき説明】

鈴木会長

それでは、資料2に基づく事務局からの報告、説明につきまして、委員の皆様からご意見等があればお願いします。

岩野委員

質問が二つございます。

まず、行政措置の状況についてですが、書かれている事業者は令和4年から含めて四つあるわけですけれども、期限まで報告しなかったというのが3件で、テーオーハウジングは、報告はしているのだと思うのですが、後追いはどの程度なさっているのかを伺いたいです。

報告がなかったということであれば、その事業主体の法人登録はあるかもしれないけれども、事業実態がない、例えば、数年放置してい

るのかとか、例えば、テーオーハウジングだと、事業を継続してどの程度消費生活相談に苦情があるのかをどの期間なさっているかということ伺いたいです。

二つ目は、4ページの3、海産物の電話勧誘販売です。

条例に基づいた措置なので、北海道内での被害を基に指導されているのか、海産物だと他県からのご相談で実施なさっているのかを伺いたいと思います。

谷内課長補佐

まず、後追いの話をさせていただきます。

個別の案件に対して具体的に答えることはできないのですが、通常、報告要求の求めに応じなかった事業者に対しては、文書を発出しています。そのほかに、パイオネットで苦情の状況を定期的に見ながら、苦情が出ればまた別の指導なりを検討していく形になります。

2点目の海産物の件ですが

こちらにつきましては、北海道内の苦情があったというのを基にして行政措置をしているのですけれども、具体的には、本州の方が相当買わされて、北海道や道のセンターに苦情や問合せがあるという部分もあります。

消費者被害は、地元の消費者センターで対応してもらおうということが基本になるのですが、そういった苦情が多いと耳にも入ってきていますし、道警本部がこの業者の社長と役員を6月に一旦逮捕しています。

我々も、そういう情報を得ているものですから、逐次、注視していました。

北海道としてはたくさんの苦情があるわけではないのですが、全国的に見ると相当な数になっております。

岩野委員

ありがとうございます。

番井委員

質問です。

もし数字を出していなかったら感覚的なもので構わないのですが、こうした措置に結びつく事案の端緒が消費者センターから上がってきているものとか、市民から直接道に上がってきているものは、全体の割合から大体どれぐらいなのでしょう。

私の知り合いが、自分が消費者被害を受けているわけではないけれ

ども、条例違反ではないかと思って誰かに申し入れたいときに、どう  
いうルートを使うのが一番通りやすいのか、数字的なものを教えてい  
ただけたらと思います。

谷内課長補佐

まず、職権探知でやる場合に当たりましては、パイオネットを半月  
ごとぐらいに整理してまとめて、課内で情報共有を図って指導するか  
どうかを検討します。

二つ目は、ほかの市町村の消費生活センターからも情報提供があり  
ます。対応に苦慮されたものがあつたら、条例では無理だから法律で  
ということになって、私どものほうに情報提供があります。

三つ目は、道立消費生活センターや、北海道経済産業局と定例で情  
報交換会をやっていまして、その中でもいろいろな情報を仕入れてお  
ります。

数の話は何とも言えないのですけれども、数件であっても悪質であ  
れば事情聴取で事業者に来ていただいて話を聞くこともあります。あ  
る程度相談件数が多くなつたら、整理してまとめた上で、指導するか  
どうかを内部で検討しています。

番井委員

例えば、市民自身が消費者被害を受けてないけれども、何か言いた  
いというときの直接的なルートはそんなに多くないのでしょうか。や  
はり、被害が出て相談が来るという感じですか。

谷内課長補佐

そうですね。まずは市町村の窓口に行かれると思うのですけれど  
も、相当悪質なものがあつた場合には飛び込みで電話が来ます。

鈴木会長

今の番井委員の質問の数というのは、どのルートがどのぐらいの割  
合で情報が入ってきているかという趣旨ですか。

番井委員

そういうことだったので、被害の数も答えていただいたので、  
大丈夫です。

鈴木会長

ほかにいかがでしょうか。では、私から1点です。

4ページ目の3の業者は、特商法違反か何かで逮捕ということとい  
いのですか。

谷内課長補佐 特定商取引法違反です。

鈴木会長 そのケースですと、警察が積極的に捜査を進めて、道は情報共有をしながら行政庁として公表したという流れでしょうか。

谷内課長補佐 警察とは、逐次、情報交換をしています。

鈴木会長 関連して、悪質業者なので、行政処分ではなく刑事的な問題点がないかという情報は提供されるのですか。

谷内課長補佐 もちろん、こちらからもさせていただきますし、あくまでも行政調査になるので、司法捜査のほうが力が強いですから、こちらで難しいとなった場合には、警察に情報提供しています。

鈴木会長 先ほどの番井委員のご質問の関連ですけれども、自分自身が消費者被害に遭っていないけれども、こういう悪質業者がいて自由に営業しているのはおかしい、これは条例違反、法令違反ではないかということがあった場合に、誰に対してどのような情報提供が可能なのかという点についてはいかがでしょうか。

谷内課長補佐 我々のところに言っただけのもいいのですが、どちらかというところ、まずは消費生活センターに言ってもらえると、いろいろと情報共有を図れる部分がありますし、どこの地域で多く発生しているかなどの状況も見られます。

鈴木会長 消費生活センターに情報提供をしていくということが一つあるということですね。

谷内課長補佐 はい。

鈴木会長 ただ、具体的な被害状況や事例がないと難しい部分はあるという感じですか。

谷内課長補佐 そうですね。ご高齢の方ですと、お子さんや親類の方が心配になって連絡してくるということがあります。本人ではなく、家族の人たち

が心配になって、センターにも行きますし、私どもにも連絡をいただいて調べるといふ扱いになると思います。

鈴木会長            分かりました。ありがとうございます。  
ほかにいかがでしょうか。

岩野委員            情報提供について、くらし安全局に、食品表示と景品表示法違反の提供フォームはあるのかなと見ていたのですが、特商法のフォームもあってもいいと思いました。条例だと、情報提供フォームが適切かどうかということもありますが、電話ではなくて、センターを飛び越えて、直接、情報提供ができるものがあるのかなと思ったのですが、何かご予定などあれば教えてください。

谷内課長補佐        条例でも申出制度がありますし、法律でも同じようなものがありますので、たくさんではないですが、どこかから情報が来るといふ…。

岩野委員            書面によっては既にできるようになっているのかもしれませんが、ウェブから入力する情報提供フォームはご準備されていましてでしょうか。

谷内課長補佐        受付のフォームはないです。

鈴木会長            今、フォームがあるものに加えて、デジタル化ではないですが、直接情報提供を受けるものも今後ご検討いただければということですね。

岩野委員            そうですね。

鈴木会長            そのフォームからは全体の中でどのぐらいの割合かということも事務局としては把握されていると思います。これは意見ですが、様々な提供方法を構築して、市民が情報提供しやすい方法を工夫していくことが大切になってくると思います。

ほかの委員の皆様はよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

鈴木会長            それでは、資料2に基づく報告は終了したいと思います。  
続きまして、議事(4)その他として、普及啓発の主な取組について、事務局より説明をお願いいたします。

由水課長補佐        【資料3に基づき説明】

鈴木会長            ただいまの資料3に基づく説明、報告につきまして、ご意見等があれば伺います。

葭内委員            高校生のお子さんがおりますので、成年の年齢の引下げに伴う被害なども気になる場所ですけれども、この啓発資料の「狙われた若者」などは、特に子どもにも読んでほしいと思うのですが、こういったところに行けば配付していただけるのか教えていただけますか。

由水課長補佐        基本的には道立センターにありますし、学校訪問講座等におきまして生徒に配付することになっております。

葭内委員            うちの子が手にしていないだけかもしれないのですがけれども、道立の高校にも配付してくださっていると考えるとよろしいのでしょうか。

由水課長補佐        毎年道内、公立及び私立の高校の新1年生全員に配布しております。また、この他数に限りがあるため、学校訪問講座のときなどに活用させていただいております。

葭内委員            分かりました。ありがとうございます。

鈴木会長            ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

川邊委員            いろいろな取組の説明をありがとうございました。  
先ほどの説明にもあったのですが、今、消費者トラブルは高齢者の方が巻き込まれることが多いということでした。セミナーや研修のところを見ましたら、高齢者のみ接する者、関わる方ということになっているので、当事者の方たちも分からないのではないか、周りの人たちがしっかりしたらいいのではないかと思いきや、高齢者のみで過ごされている方が周りになかなかいらっしやらないかもしれないという

ことを考えると、実績数がゼロということで回数がなかったので、実際はそういうところを重点的にやっていく必要があるのではないかと感じました。

また、仕事をしている中で、このセミナーとか研修は時間的にいつ行われているのかと思うことがあります。日中の開催が多いので、お仕事が終わってからとか、自分が行きたい時間に行けるものはないかなと探しています。今はオンラインもありますので、多くの人たちに分かっていただくためには、多くの方が働かれている状況の中では、時間帯とか、いろいろなものの時期があるということがあります。この時期にやっつけてしまえばいいというだけではなくて、年間を通じてこの時期にはしなければならないという重点月間を決めていただけると、特に私は大学にいますと、入学当初と気の緩んできた夏休み、そして、新しい年度に入るときになど、1年の波がありますので、そういうところにキュッと入っていただけると、この研修やセミナーの意味が非常に出てくると思います。

特に教員も忙しい中で聞かなきゃいけないというものはあるのですが、特にかつこういうことを欲して余裕を持って学べる時間、しっかり学べる時間を取っていただけると、非常に現場に生きると思います。

対象となる方たちの実情に合わせた、そういうものに関わりやすいところにヒットするような研修やセミナーの時期や時間帯も今後検討していただけると、オンラインと実際に会ってやるのでは絶対に違うと思いますので、併用していただきますと、効果も出てくるかなと思いました。

よろしく願いいたします。

鈴木会長

今の点に関して、補充や確認などあればお願いします。

由水課長補佐

委員がおっしゃるとおり、セミナーにつきましては、昼間の開催ということになっております。高齢者へのセミナーにつきましても0回ですけれども、いつやるのか、また、対象者に合わせた時期やオンラインでの開催等につきましては、別途検討させていただきたいと思えます。

鈴木会長

確認ですが、高齢者自身に対してというのは、一番下の一般消費者

というところが入るという理解でよろしいでしょうか。

由水課長補佐

はい。一般消費者に高齢者も含まれております。

鈴木会長

一定の割合でシニア世代の方が参加されているという理解なのではないでしょうか。

由水課長補佐

全て包括されて、その都度、ご要望等があれば、各年代層に研修、セミナー等をやっております。

鈴木会長

情報提供程度になりますけれども、下から三つ目の消費者教育セミナー（若年者向け）に関しては、ホクネットが受託している事業という理解でよろしいでしょうか。

私もホクネットに所属してしまして、昨年度と今年度もかなりの件数を担当させていただきました。前回の審議会でもお話をさせていただきましたけれども、私は学校側の窓口をしているわけではないので、実際に日程調整をして行ける日ということですが、最近のものでは、専門学校で後期の初日とか2日目という後期のガイダンスをしながら1枠を使って20歳前後の学科1クラスが受けていました。

また、私は担当していませんけれども、ある大学では、今年度の4月に大学に入ってすぐに実施されていたと思います。

また、私立の高校では、自分たち独自に講座を設けて実施されている学校も幾つかあったと記憶しております。

こちらからどうアプローチするのか、学校側から要望があって派遣するとか、様々なやり方があると思いますけれども、よりよい方向でやっていただければと思います。

ほかに資料3に関して何かありますか。

中井委員

学校訪問講座は、毎年同じ学校から同じ時期にご依頼があって出かけたり、私立の高校でも同じ時期にということがありますので、やっている学校は毎年コンスタントにやっていますし、全くされていないところもあると思いますので、そこら辺はやっていただければと思います。

由水課長補佐

全くやってない学校もあるということでしたので、委託先の協会と

相談の上、検討したいと思っております。よろしく申し上げます。

鈴木会長

ほかにいかがでしょうか。

岩野委員

今、高齢者と若年者にスポットを当てて、重点的に情報提供をしているというのは分かるのですが、私は札幌市の消費者センターで相談を受けておりますが、副業や投資トラブルの相談も多いのです。副業は、高齢者、若年者に限らず、世代が幅広くあるのです。どちらかという、現役世代で、かつ、日中お仕事ができないような方ですね。休職中の方や子育て中のお母さんで、自宅にしながらアルバイト程度のお小遣い稼ぎをしたいというところから被害が発展するケースが相当あるのです。

マザーズハローワークのようなところや、そこにもつながらない方もいらっしゃるかもしれませんが、会社に属していないけれども、なかなか情報が行き渡らないところがあるのです。そこで被害が多いということがございますので、いま一度、世代ですとか、どういった方が実際に多く被害に遭われているのか、データを見れば分かることも結構あるのですが、そういったところから細かな点をフォローしてあげたいと思うような相談がたくさんございます。その辺りも目を向けていただければと思います。よろしく申し上げます。

由水課長補佐

情報が行き渡らない人たちに対してですが、センターで相談状況等をまとめてございますので、センターとも相談しながら、今後、考えていきたいと思っています。

鈴木会長

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。どうぞ。

吉川委員

参考です。

日本貸金業協会の全国正副会長会議に北海道の会長として私は行ったのですが、「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK」という冊子が配られました。これは、公益財団法人全国消費生活相談員協会が監修していて、日本貸金業協会教育研修部がやっています、多重債務の問題から、結構詳しく書いてあります。ご存じの方もいると思いますけれども、去年の11月に発行されたものです。

後ろには、困ったときの相談先ということで、いろいろと丁寧に書

いてありますので、ぜひ参考にさせていただければと思います。必要であれば差し上げます。

由水課長補佐

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

番井委員

啓発セミナーをいろいろやっていらっしゃるんですけど、私も繰り返し言っているのですが、悪質商法は時代を超えてずっと同じようなことが続いているのですが、先ほど岩野委員もおっしゃられていたように、トレンド、はやりがあって、投資のものが今は増えていますし、今、新NISAが非常に話題になっているので、それに乗じたものがこれから増えていくのではないかと懸念があります。

そこで、情報提供したかったことは、私は司法書士をやっているのですけれども、この春に相続登記の義務化が始まります。亡くなってから3年間、もしくは既に亡くなっている人は、この4月1日からは、3年間相続登記をしない場合は過料が来るということで、不安になって来る相談者がすごく増えています。私は、この3年間で原野商法の2次被害、3次被害が増えるのではないかと考えています。

啓発セミナーをやられているいろいろな知見のある方はそれぞれの得意分野でトレンドをご存じだと思いますが、私自身も知りたいので、定型のもの、プラス、はやりそうなものの情報交換ができるといいなと思いました。

由水課長補佐

私どものセンターも情報を持っていますので、検討させていただきます。よろしくお願いいたします。

鈴木会長

ほかの委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

それでは、資料3に関しましては終了となります。

以上をもちまして、本日予定された議事については全て終了となります。

そのほか、全般的に委員の皆様からご意見等はありませんか。

私、冒頭で資料1の基本計画についてざっくりとした聞き方をしてしまったので、現在、事務局が考えていらっしゃる資料1-2の現計

画と次期計画の考慮すべき事項、方向性という大きな枠ですけれども、特に部会に属さない委員の皆様からコメント等があれば伺いたいと思います。

中井委員

第4次計画策定の方向性の一番下に消費者の自己解決支援とあります。今後は、FAQを利用して消費者が自ら解決していくという方向性になっていくのでしょうか。

センターはもちろん必要ですけれども、今後、そういう形になっていくのであれば、寂しいかなと思ったのです。消費者が大変かなと思います。センターに相談したときに、そこに書いてありますのでというふうになっていくのか、今までのように、きちんとお話を聞いて、あっせんをしていくのかということが心配だったので、教えてください。

鈴木会長

事務局からお願いします。

由水課長補佐

消費生活相談のデジタル化検討につきましては、国が主体的にやっております。現在の状況を申しますと、国では、新しいパイオネットを2026年の10月に運用したいと考えているようです。その段階で消費生活相談体制の見直しを考えているようですが、現在、各都道府県からいろいろな懸念が出されておまして、まず、国としては、新しいパイオネットの運用を先に進めるということで、それ以外の話はパイオネットの進捗状況によってとなっております。進み始めましたら、また皆様に情報提供ができると思います。

石動課長

補足をさせていただきます。

ここにある自己解決支援という部分につきましては、世の中のデジタル化が進んでいて、直接話をするとか電話でやり取りをするというよりも、便利にといいですか、ぱっとネットで調べたほうが良いという方々も最近は増えてきています。そういう方にも対応できるように充実させましょうということです。

全部をそっちにしましょうという話ではなくて、相談の仕方が新しいパイオネットによってどう変わるかまだ分かりませんが、今までどおりの相談もしつつ、いろいろな相談の方法を増やそうという趣旨ですので、全部がこっちに移っていくとは考えていません。

自分でFAQで調べていくことのできる消費者ということが求められていくと思いますが、聞いたほうが早いのかなと個人的には思いますけれども、どちらでも便利ということを目指しているのご理解いただければと思います。

中井委員                   ありがとうございます。

鈴木会長                   ほかの委員の皆様、全般的によろしいでしょうか。

岩野委員                   今のお話はそのとおりであることを期待しているのですが、自分でやってもできなかった人を電話につながりやすくしておかないと、結局、ループして解決できない人が増えてしまうと思うので、その辺の流れがうまく構築できるといいなと現場の者としては思います。

もう一つ、次期計画の右側の考慮すべき事項の消費者を取り巻く環境の変化の2番目、成年年齢引下げなどの消費者の多様化という一文だけですが、先ほどのご説明の中に消費者の脆弱性という言葉が入っていたと思います。先ほど申し上げたように、若年者と高齢者だけではなく、いろいろな立場の方が被害に遭っているという実情があるので、その意味合いを含めた言葉として消費者の脆弱性というフレーズを入れた表現をご検討いただくのがいいと思います。

また、気になるところとしては、高齢者の単身世帯や2人住まいが多いのです。支援を受けながら生活していらっしゃる方もたくさんいるのですが、やはり、判断力の低下や事実の把握に労力を要する方々が実際にいらっしゃいます。高齢化社会の進展という

端的な言葉で済ませていいのだろうかという社会状況もあります。端的な言葉で表現していただくのは必要なのですが、そういった意味合いを多く含んだ言葉を選定して文章をつくっていただくのがいいので、検討する方々にはご考慮いただければと思います。

鈴木会長                   ご意見をいただきました。ありがとうございます。  
ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

私の進め方に不備がございましたけれども、以上で議事を終了させていただきます。

事務局にお返しします。

## 5 閉 会

由水課長補佐

鈴木会長、ありがとうございました。

本日、委員の皆様には、ご多忙の中をご出席いただきまして、ご議論いただき、感謝を申し上げます。

今後の審議会の日程でございますが、先ほど第4次計画の中でお話ししましたとおり、部会3回と審議会1回の開催を予定しております。

部会委員の皆様におかれましては、短い期間での部会開催で大変恐縮でございますが、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回北海道消費生活審議会を閉会いたします。

本日は、お足元が大変悪くなっております。気をつけてお帰りください。

どうもありがとうございました。

(了)